

競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を
支出することにより確保した財源の活用方針等について

（令和４年４月１日制定）

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和２年１０月９日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出することにより確保した財源について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。また、具体的な使途については、理事長が認めるものに限るものとする。

○目標

所内全体の研究力向上のため、研究者が安定して研究に専念できる環境を整備し、多様かつ継続的な研究を支援する体制を強化する。

○当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- （１）直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究環境整備の為の経費配分等のインセンティブの付与等）
- （２）共用設備・機器の整備（所内共通設備の維持・管理経費等）
- （３）その他、研究力向上に資すると理事長が認めたもの

○留意事項等

- （１）直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、直接経費からPIの人件費を支出するにあつては、当該PIの希望に基づくものとし、法人が強制するものではない。
- （２）本方針については所属する研究者の研究環境改善に向けた意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- （３）各競争的研究費等の制度において、PI人件費支出についての別の定めがある場合には、その定めに従う。
- （４）本方針に掲げる目標の達成に向け、研究プロジェクトやグループの見直しと共に取り組む。